

○ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）（抄）（**第二十八条**関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行								
<p>（都道府県等が処理する事務）</p> <p>第二十二條 法第五十一條の規定により、<u>法第十二條第一項及び第三項、第十三條第二項、第十七條第一項及び第三項</u>（法第二十一條において準用する場合を含む。）並びに第十八條第一項に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととし、法第三十三條第三項に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長（以下この項において「都道府県知事等」という。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事等に適用する規定として都道府県知事等に適用があるものとする。</p> <p>2 前項の規定により法第十二條第一項に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務を都道府県知事が行う場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>第十一條</p> <p>第一項</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>開設者（国を除く。）</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>開設者</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>都道府県知事</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>都道府県知事を經由して、厚生労働大臣</p> </td> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>都道府県知事</p> </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>		<p>第十一條</p> <p>第一項</p>	<p>開設者（国を除く。）</p>	<p>開設者</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県知事を經由して、厚生労働大臣</p>		<p>都道府県知事</p>		<p>（都道府県等が処理する事務）</p> <p>第二十二條 法第五十一條の規定により、<u>法第十七條第一項及び第三項</u>（法第二十一條において準用する場合を含む。）並びに第十八條第一項に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととし、法第三十三條第三項に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長（以下この項において「都道府県知事等」という。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事等に適用する規定として都道府県知事等に適用があるものとする。</p> <p>（新設）</p>
<p>第十一條</p> <p>第一項</p>	<p>開設者（国を除く。）</p>	<p>開設者</p>	<p>都道府県知事</p>							
<p>都道府県知事を經由して、厚生労働大臣</p>		<p>都道府県知事</p>								

第十一 条	)であつて国以外のもの	)は
第二 項	は 都道府県知事を経由して 、厚生労働大臣	都道府県知事
第十二 条	開設者(国を除く。以下 同じ。) その所在地	開設者 速やかに、その所在地
第十三 条	都道府県知事を経由して 、厚生労働大臣	都道府県知事

3| 法第十七条第三項(法第二十一条において準用する場合を含む。  
)に規定する権限に属する事務は、第一項の規定にかかわらず、厚  
生労働大臣も行うことができる。

2| 法第十七条第三項(法第二十一条において準用する場合を含む。  
)に規定する権限に属する事務は、前項の規定にかかわらず、厚生  
労働大臣も行うことができる。